

みよし市地域公共交通網形成計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「みよし市地域公共交通網形成計画」の策定のため、必要な支援業務の実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

みよし市地域公共交通網形成計画策定業務委託

(2) 業務内容

下記、年度別業務内容は必須事業としますが、各事業者の提案により事業を追加することができることとします。

①平成30年度

- ア 計画準備
- イ みよしの地域概況整理
- ウ 各種利用実態及びニーズ調査の実施及び分析
- エ みよし市における地域公共交通の課題と対応方針
- オ 業務報告書の取りまとめ

②平成31年度

- ア 関係団体ヒアリング
- イ 地域公共交通網形成計画案の作成
- ウ 地域公共交通網形成計画の取りまとめ

(3) 業務履行期間

契約締結日の翌日から平成32年3月24日まで（2か年継続事業）

(4) 見積限度額

金13,324,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳：平成30年度7,344,000円、平成31年度5,980,000円）

3 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定します。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、公告日から契約締結の日までの間、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) みよし市契約規則第5条第3項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく停止措置、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書等（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再

生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。

- (5) 平成25年度から平成29年度までの間に国土交通省中部運輸局管内の地方公共団体が発注する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、「地域公共交通網形成計画」、「地域公共交通再編実施計画」をはじめとした公共交通計画の策定業務の実績を有すること。

5 参加申し込み

上記参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出してください。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認めません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 業務実績書（様式第3号）

※提出された書類の修正又は変更は認めません。また審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

提出書類を PDF 化し電子メールに添付することにより提出してください。電子メールの表題は「みよし市地域公共交通網形成計画策定プロポーザル参加申込（事業者名）」としてください。メール送信後には、到着の有無を電話で提出先に確認してください。

(4) 提出期間

平成30年5月25日（金）から平成30年6月6日（水）午後5時まで。

(5) 提出先

みよし市政策推進部企画政策課

電子メール kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電話 0561-32-8005

(6) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、平成30年6月8日（金）までに参加資格の確認結果について、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知します。

6 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、「みよし市地域公共交通網形成計画策定業務委託 参考仕様書」の内容を踏まえ、以下のとおり提出してください。なお、提出期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。また、審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。

項番	提出書類名	備考
1	企画提案書等提出届 (様式第4号)	必要な事項を漏れなく記入し、商号または名称、及び代表者氏名の記入及び社印を押印してください。
2	企画提案書(様式第5号) 共通	各テーマに沿って記述してください。なお、A4(片面)サイズとし、テーマごとに指定する最大ページ枚数までとしてください。
	(様式第5-1号) 最大ページ枚数: 2枚	<u>(1) 計画策定に関する基本方針について</u> どのようなコンセプトで業務に取り組もうとしているのか記載すること。
	(様式第5-2号) 最大ページ枚数: 2枚	<u>(2) みよし市の地域特性と公共交通の現状分析(隣接自治体の状況も踏まえ)</u> 本市の地勢や特徴、現状の公共交通環境を把握し、現状分析の手法等について記載すること。
	(様式第5-3号) 最大ページ枚数: 2枚	<u>(3) 各種ニーズ調査の実施と分析手法</u> 計画策定に向けた裏付け根拠として、どのような手法や対象により調査を実施するのか。またその結果から読み取れるデータを多角的に整理し、分析評価するのか基本的な考え方と方法を記載すること。
	(様式第5-4号) 最大ページ枚数: 3枚	<u>(4) みよし市の地域公共交通に関する総合的な計画案の検討</u> 計画案の内容や表示について、本市の特徴となる要点をおさえ、わかりやすくどのように表記するのかのアイデアなどについて記載すること。
	(様式第5-5号) 最大ページ枚数: 1枚	<u>(5) 独自の提案内容</u> 提案事業者の強みや独創的なポイント、独自の提案内容について記載すること。 なお、地域公共交通会議の開催支援に関することについては、この提案書内で記載してください。
3	業務実施体制調書 (様式第6号)	契約締結後の業務の実施体制を記載してください。
4	配置予定者調書 (様式第7号)	配置予定の責任者及び担当者を記載してください。同種業務等の履行実績がある場合は、業務概要とその実施年度を記載してください。ただし、平成25年度以降の業務実績に限りません。

5	工程計画書（様式第8号）	仕様書等を参考に、平成30年度及び平成31年度の2か年度分作成してください。
6	見積書（任意様式）	見積りの内訳を可能な限り詳細に記載してください。金額は消費税を含むものとし、見積限度額を超える金額の場合は失格とします。

※企画提案書等提出書類の注意事項

- ① 提出書類は日本工業規格によるA4判の規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方としてください。
- ② 言語は日本語、通貨は日本円とし、横書き、文字サイズは10ポイント以上とします。ただし、図表等はこの限りではありません。
- ③ 専門知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ④ 1事業者について1提案とします。

(2) 提出部数

企画提案書（様式第5号関係）12部、それ以外の書類は各1部

(3) 提出方法

提出部数を下記の提出先までに郵送又は直接持参してください。

(4) 提出期間

平成30年6月6日（水）から平成30年6月13日（水）まで

郵送の場合は、平成30年6月13日までに必着

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時まで

(5) 提出先

みよし市政策推進部企画政策課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50

電話 0561-32-8005

7 本プロポーザルにおける審査等

(1) 選考方法

評価項目、評価基準の策定及び企画提案書の審査を行うため、「みよし市地域公共交通網形成計画策定業務委託プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置します。なお、選定委員会は非公開とします。また、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

(2) 一次審査

企画提案者の提案について書面審査による選定委員会の一次審査を行い、合計点数の高い順に上位3者を選考し、二次審査の対象者とします。なお、1次審査通過者が平成30年7月2日（月）までに辞退した場合は、辞退者を除いた上位3者が二次審査の対象者とすることができるものとし、繰り上がった者にその旨の通知をします。

(3) 二次審査

一次審査を通過した企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを行います。一次審査時に提出した企画提案書を中心にプレゼンテーション（説明）をしていただきますが、追加資料の提出希望がある場合は、平成30年7月3日（火）までに、12部提出（様式は任意、A4版2ページ

以内)してください。二次審査の合計点数の総計が最高得点を得た者を契約の委託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者とします。最高得点の企画提案者が複数であった場合は、選定委員会の投票により決定します。

(4) 選考結果の通知

①一次審査の結果通知は、一次審査を行った全事業者に対し、平成30年6月25日(月)頃に書面で通知します。

②二次審査の結果通知は、二次審査を行った全事業者に対し、平成30年7月19日(木)頃に書面で通知します。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時

平成30年7月5日(木)午前9時から(午前中の予定)

※一次審査結果通知にあわせ、プレゼンテーション開催日時をお知らせします。

(2) 実施場所

みよし市役所3階研修室

(3) 実施要領

1事業者につき20分以内で企画提案書の説明、プレゼンテーションを行い、その後、質疑応答の時間を20分程度設けます。パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用は禁止します。

(4) 説明者

プレゼンテーション及び質疑への回答は、実施体制調書に記載した責任者と担当者で行うこととします。会場に入場できるのは3名以内とします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に付けないでください。当日受付にて説明に参加する者全員の身元確認を行うため、本人確認できる身分証明書を携帯してください。

9 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1)「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。

11 審査結果

審査結果については、企画提案書等を提出した者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛に、電子メールで通知します。また、審査結果については、本市ホームページで公開します。

12 契約

(1) 契約の委託候補者と市で業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(2) 契約の手続きは、みよし市契約規則の定めにより行います。

(3) 契約の委託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、次点者と

契約するものとします。

1.3 辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を持参又は郵送で提出してください。辞退は自由であり、その後の不利益な取り扱いは行わないものとします。

1.4 著作権

提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、みよし市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

1.5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

参加資格、参加申込みに関する及び企画提案に関することについて、下記の期間で受け付けます。

平成30年5月25日（金）から平成30年6月1日（金）まで

(2) 提出方法

質問書（様式第10号）を電子メールで提出してください。なお、電子メールの表題は「みよしし地域公共交通網質問書（事業者名）」としてください。電子メール送信後、企画政策課に確認の電話をしてください。

(3) 回答

平成30年6月5日（火）までに、電子メールで参加申込事業者に回答します。

1.6 事務局

みよし市政策推進部企画政策課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-8005

ファックス 0561-76-5021

電子メール kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

公募から事業者選定までの主なスケジュール（予定）

内容	期日・期間等
競争入札審査委員会	5月23日（水）
プロポーザル選定委員会	5月24日（木）
公募の開始	5月25日（金）
参加申込み	5月25日（金）～6月6日（水）
質問の受付	5月25日（金）～6月1日（金）
企画提案書等の提出	6月6日（水）～6月13日（水）
プロポーザル選定委員会	6月20日（水）
一次審査結果通知	6月25日（月）頃
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	7月5日（木）午前中
プロポーザル選定委員会	7月9日（月）
競争入札審査委員会（結果報告）	7月18日（水）
二次審査結果通知	7月19日（木）頃
契約締結	7月下旬